

【資料第18号】

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会  
報 告 書 (案)

平成26年6月

文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会

## 目 次

1	はじめに	1p
	(1) 教室増設の必要性	
	(2) 教室増設への対応について	
	(3) 旧整備方針案について	
2	柳町小学校教室等増設検討委員会について	2p
3	整備方針案の検討	2p
	(1) 検討の前提条件	
	(2) 施設整備に係る条件の確認・整理について	
	(3) 整備方針案	
4	仮校舎について	3p
5	既存校舎への対応について	3p
6	教室等増設のスケジュール	3p

## 1 はじめに

### (1) 教室増設の必要性

文京区教育委員会（以下、「区教委」という。）では、平成 24 年 10 月、区立小学校の児童数について「今後の将来需要を精査していく必要があるため、早急に関係機関による検討を開始する」こととし、これを受けて、平成 24 年 11 月に文京区立小学校教室対策検討委員会を設置し、検証を行った。

柳町小学校については、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告（平成 25 年 5 月）」において「近年、通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり、通学区域内の就学前の年齢別人口の状況からこの傾向が当面は続くと考えられる。しかしながら、既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」とされた。

具体的には、普通教室が平成 25 年度に 10 教室のところ、平成 27 年度には 4 教室、平成 31 年度には 5 教室不足する見込みとなった。

学級数推計								35 人学級拡大の場合
年度	25	26	27	28	29	30	31	31
推計	10	12	14	14	14	14	15	18

※平成 25 年 5 月時点の推計。ただし、平成 25 年度は平成 25 年 4 月現在の、平成 26 年度は平成 26 年 4 月現在の実際の学級数と推計値が一致している。

### (2) 教室増設への対応について

平成 25 年 5 月の報告を受け、平成 25 年 7 月に、区教委において「柳町小学校の教室対策について（整備方針案）」（以下、「旧整備方針案」という。）を作成した。この中では、平成 26 年度の必要教室数（12 教室）については、既存校舎の改修、転用に対応するが、平成 27 年度以降に不足する教室については増築により確保することが必要とされ、増築プラン（案（プール部分を活用）、参考案 A（道路側の植栽部分を活用）及び参考案 B（体育館部分とプール部分を活用））3 案を提示した。

### (3) 旧整備方針案について

平成 25 年 7 月 17 日、7 月 22 日及び 8 月 3 日に区民説明会を行い、併せて平成 25 年 7 月 11 日から 8 月 5 日まで意見募集を行った。また、9 月 7 日に保護者説明会を実施した。

その結果、区民からの意見聴取等や学校の意見等を踏まえ、区教委から柳町小学校保護者あて平成 25 年 10 月 22 日付「柳町小学校の教室対策に関する今後の対応について」により、旧「整備方針案については、今後、更にていねいな意見調整が必要と考えられる」ため、「(1)柳町小学校の教室対策については、学校関係者、町会等地域関係者、学識経験者及び行政からなる新たな会議体を設置し、検討する。(2)平成 27 年 4 月時点の教室対策は、仮校舎により教室を確保すること

で対応する。」ことを通知した。

## 2 柳町小学校教室等増設検討委員会について

こうしたことから、平成 25 年 11 月 14 日教育長決定 25 文教教学第 565 号「柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱」(【資料第 1 号】。以下、「要綱」という。)に基づき、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置した。検討委員会においては、増設教室等の基本的な事項に関すること、工事期間中の仮校舎に関すること及びその他委員会が必要と認める事項に関することを検討し、教育長に報告することとした。

なお、本検討委員会の設置については、区教委から柳町小学校保護者あて平成 25 年 11 月 18 日付「柳町小学校等教室等増設検討委員会の設置について」により通知した。

## 3 整備方針案の検討

### (1) 検討の前提条件

既存校舎は、改築・大規模改修をする段階には至ってないと考えられることから、教室等の増設を前提に検討する。

### (2) 施設整備に係る条件の確認・整理について

施設整備に当たっては、法令に基づき算出した整備資格面積である 1,420 m<sup>2</sup>程度を教室等増設規模とする(育成室の面積は、含まない)。また、当該面積の範囲内で必要教室等(1 教室当たり縦 8 m×横 8 m程度)を確保する。

設備については、増築校舎にエレベーターを設置し、バリアフリー仕様に努め、また、学校全体の安全管理や職員室からのアクセス等に配慮する。

増築校舎建設中の諸条件としては、体育館を常時使用できるようにし、また、工事中の子どもたちの教育環境及び近隣への影響を少なくすることと共に工期の短縮に努める。

さらに、校庭の面積をなるべく狭くならないように増築校舎を設置するよう努める。

なお、育成室については、児童数の推移(予測)から平成 27 年度以降現在の 2 育成室では対応しきれないため、第 3 育成室(1 教室、縦 8 m×横 8 m程度)を新設する。

### (3) 整備方針案

(1)及び(2)の諸条件及び学校・PTA 選出委員からの要望を総合的に考慮し、校舎を増築する。

#### <教室等増設規模>

- ① 整備資格面積内で 3 階建てとする。
- ② 将来需要の推計に基づき必要となる普通教室 6 教室を整備する。
- ③ 教育環境確保のための必要教室等として少人数教室・教育相談室・特別支援教室・学校用会議室・職員室の拡充等 6.25 教室を整備する。

- ④ 育成室1教室分を増設する。
- ⑤ 工事に干渉する既存校舎内の図書室・理科室・音楽室等7教室分の整備を行う。
- ⑥ その他の必要教室について、増設教室を活用すること等により対応する。

<増築位置及び自然との共生等>

柳町小学校教室等増設イメージ（【資料第3号】）の位置に校舎を増築する。ただし、植栽部分の重要性を考慮し、増築に伴い工事の影響を受ける植栽・池を新たに整備するとともに、増築校舎へ屋上緑化・太陽光発電を設置し、環境負荷の低減と自然との共生に対応した施設とする。

#### 4 仮校舎について

平成27年度から不足する教室対応として、【資料第4号】の位置に仮校舎を設置する。

#### 5 既存校舎への対応について

前述の増築工事とは別に区教委において、既存校舎への対応として、快適化工事（普通教室の内装改修、廊下・階段の床補修及びトイレ等水回りの改修など）・給食室改修工事を予定している。

なお、快適化工事の実施時期は、平成27年度から30年度の間に対象校18校の全体スケジュールを勘案することとされている。また、給食室改修工事は、平成29年7～12月に予定している。

#### 6 教室等増設のスケジュール

教室等増設のスケジュールについて、仮校舎は平成27年4月から、増築校舎は平成29年4月から使用できるように整備を進める。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
仮校舎	設計・工事等	使用開始		解体		
増築校舎	設計等		工事	使用開始		

なお、整備方針に対し、柳町小学校PTA選出委員から、「柳の森」の位置に新校舎を配置する案は、会議体以前から、課題があるので敬遠されてきたことから、地域、保護者、学校に納得できる合理的な理由を示すことなどの要望が開陳された。

柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱

25文教教学第565号平成25年11月14日教育長決定

(目的)

第1条 柳町小学校の教室不足対策について、整備方針案を検討することを目的として、柳町小学校教室等増設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、既存校舎については、改築・大規模改修をする段階には至ってないと考えることから、教室等の増設を前提に検討する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- 一 増設教室等の基本的な事項に関すること。
- 二 工事期間中の仮校舎に関すること。
- 三 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員、アドバイザー及び事務局は、以下の通りとする。

委員 教育推進部長、教育推進部教育改革担当課長、教育推進部学務課長、教育推進部教育指導課長、企画政策部企画課長、男女協働子育て支援部児童青少年課長、施設管理部施設管理課長（技術）、礪川地区町会連合会会長、青少年対策礪川地区委員会会長、小学校PTA連合会会長、柳町小学校校長及び副校長、柳町小学校PTA会長及び副会長（1名）

アドバイザー 学識経験者（学校建築）

事務局 学務課

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から、第2条に定める事項を報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、企画政策部企画課長とし、委員長を補佐するとともに、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育推進部学務課において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

## 文京区立柳町小学校教室等増設検討委員会 委員名簿

任期：平成25年11月26日から平成26年6月4日まで

役職	氏名	所属
委員長	藤田 恵子	教育推進部長の職にある者 (～平成26年3月)
	田中 芳夫	教育推進部長の職にある者 (平成26年4月～)
副委員長	久住 智治	企画政策部企画課長の職にある者 (～平成26年3月)
	竹越 淳	企画政策部企画課長の職にある者 (平成26年4月～)
委員	熱田 直道	教育推進部教育改革担当課長の職にある者
	竹田 弘一	教育推進部学務課長の職にある者
	北島 陽彦	教育推進部教育指導課長の職にある者
	木幡 光伸	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (～平成26年3月)
	工藤 真紀	男女協働子育て支援部児童青少年課長の職にある者 (平成26年4月～)
	鵜沼 秀之	施設管理部施設管理課長の職にある者
	鷹田 芳郎	礪川地区町会連合会会長の職にある者
	豊泉 久子	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	中島 正一	青少年対策礪川地区委員会会長の職にある者 (平成26年6月)
	原 廣介	小学校PTA連合会会長の職にある者 (～平成26年5月)
	鴻瀬 太郎	小学校PTA連合会会長の職にある者 (平成26年6月)
	松本絵美子	文京区立柳町小学校校長の職にある者
	滝澤 智	文京区立柳町小学校副校長の職にある者

## 【資料第2号】

委員	前嶋 浩文	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (～平成26年4月)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA会長の職にある者 (平成26年5月～)
	上原 裕之	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (～平成26年4月)
	石澤 正	文京区立柳町小学校PTA副会長の職にある者 (平成26年5月～)
アドバイザー	長澤 悟	東洋大学教授 (株式会社教育環境研究所所長)



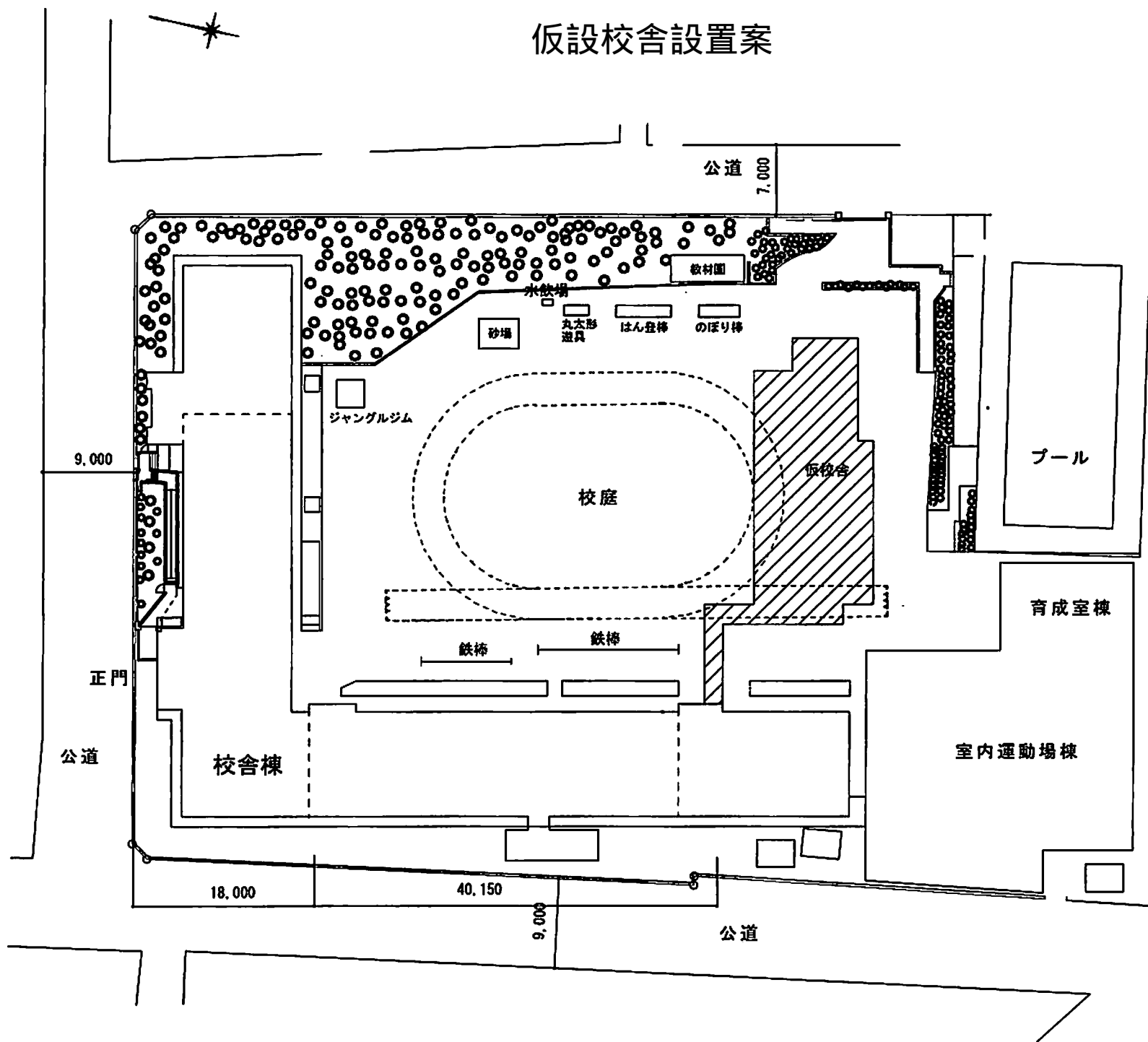
# 柳町小学校教室等増設イメージ



新たに整備する植栽・池のイメージ① 新たに整備する植栽・池のイメージ②



# 仮設校舎設置案



## 柳町小学校教室等増設検討委員会開催経過

	開催日	検討内容
第1回	11月26日	<ul style="list-style-type: none"><li>・検討委員会の運営等について</li><li>・検討委員会設置までの経緯について</li><li>・増設教室等について</li></ul>
第2回	12月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>・柳町小学校教室等増設整備資格面積について</li><li>・増設教室等について</li><li>・施設整備に係る条件の確認・整理について</li></ul>
第3回	1月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・柳町小学校教室増築の諸施設に関する要望書について</li></ul>
第4回	2月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・校舎新設に係る要望事項について</li><li>・仮校舎設置（案）について</li></ul>
第5回	5月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・柳町小学校教室等増設整備方針案について</li></ul>
第6回	6月4日	<ul style="list-style-type: none"><li>・報告書（案）について</li></ul>